

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
日本医師会 5010005004635	医師会費等	1,438,680	-	4/17・5/29・6/1、7/10,7/24,7/27,7/31、8/3、8/25 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
日本医療機能評価機構 5010005016639	認定病院患者安全推進協議会年会費(法人会費、年会費)	1,020,000	60,000	4/13・4/30,5/15,4/24,5/12,5/21,5/14,6/26,5/15,4/21,5/7,4/30,6/29,4/27,5/1 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
日本産婦人科医会 5011105004814	年会費	210,000	70,000	6/16	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
医療研修推進財団 6010405010587	臨床研修協議会 (法人会費・年会費)	100,000	25,000	4/28、6/30、 6/1、5/20 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管
日本中毒情報センター 6050005010703	平成27年度日本中毒情報センターホームページ 会員年会費(法人会費、年会費)	202,000	2,000	4/1、4/30 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
全日本病院協会 9010005003096	会費	383,000	65,000	6/17・6/30・ 6/19 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。